

令和8年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業
公募申請 Q&A

【応募申請手続き等に関すること】

Q1：個人でも申請は可能ですか。

A：個人事業者が単独で申請することはできません。ただし、「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人を代表企業とする共同企業体」を構成する場合は申請が可能となります。(公募要領「3 応募資格」参照)

Q2：沖縄県外の事業者でも申請可能ですか。

A：単独での申請はできませんが、「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人を代表企業とする共同企業体」である場合は申請が可能です。(公募要領「3 応募資格」参照)

Q3：1年目の補助率が8/10、上限額が1,000万円とありますが、予定する事業全体の経費が2,000万円程度となる場合申請は可能ですか。

A：申請は可能ですが、補助額の上限(1,000万円)を超える部分は自己負担となります。

Q4：資本関係がある企業は、グループ企業とみなされますか。

A：資本関係がある場合はグループ企業とみなします。グループ企業間で取引が発生する場合、利益を排除した原価のみ計上できる場合がありますが、原価の根拠を提示できるものに限られます。

Q5：1事業者から2本別々のコンテンツを応募することは可能ですか。

A：1事業者につき1コンテンツの応募を上限とします。

Q6：二次審査の詳細を確認したい。

A：二次審査は5月21日(木)を予定しています。なお投影資料は使用できません。実施計画書を中心に応募書類のみを用いてプレゼンテーションしていただきます。追加資料は認められません。(実施計画書記載要領参照)

Q7：公募時点で補助金交付要綱の公開はありますか。

A：審査による採択の後、候補となった事業者（補助事業候補者）が、補助金交付申請を行う段階で配布・提供いたします。

Q8：3年間の貸借対照表の提出とあるが、設立から3年に満たない法人は申請できるか。

A：申請は可能です。設立以降に作成された貸借対照表、損益計算書を全て提出してください。

Q9：コンテンツ実施を予定する場所との借用契約がまだだが申請可能か。

A：申請は可能ですが、特定の地域、施設等で行うことが要素となるコンテンツは、申請時点での具体的な地域名・施設名の見込みや現時点での交渉状況も実施計画書に記載してください。

【補助対象経費等に関すること】

Q10：事業を進めるうえで必要となる人材の育成は補助対象になりますか。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合は、対象となります。

Q11：プロモーション用のWEBサイト構築やSNSからの情報発信を行いたいのですが補助対象となりますか。

A：公募要領「5 補助対象事業」に示す観光コンテンツ開発の一環として認められる場合は、対象となります。

Q12：事業に必要な設備（PC、撮影機器等）の購入は補助対象になりますか。

A：備品等の購入費は補助対象となりません。（公募要領「6 補助率・補助対象経費」参照）

Q13：人件費が補助対象となっていますが、現在雇用している社員の人件費は対象となりますか。

A：申請されたコンテンツ開発に従事した日（時間）のみ、対象となります。ただし、事前に業務に従事する社員等の役割や担当する業務内容について申請していただき、経費の確定時には実際に従事した業務についての証拠書類（業務日誌等）の提示が必要です。実際の業務実績が確認できない場

合は補助金の対象外となります。(公募要領「6 補助率・補助対象経費」参照)

Q14：人件費の単価はどのように設定すればよいですか。

A：申請事業者の従業員であれば、昨年度の支給実績を踏まえて算出した基本給に基づき、就業規則で定めた年間従事日数、1日あたりの就業時間で除した時間単価を算出してください(各種手当、法定福利費等は補助対象となりません)。なおパート・アルバイト従業者を計上する際は人件費ではなく事業費の「賃金」の費目となりますが、単価は契約書等による時間単価より算出してください。(公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照)

Q15：役員の人件費は計上できますか。

A：役員の人件費計上は原則として認められませんが、役員の職務、実施する事業における役割、単価の設定が可能な場合に限り、計上を認める場合があります。この場合も就業規則や人件費単価表等の提出が必要です。(公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照)

なお、役員の人件費を計上予定の場合は、必ず事前にご相談ください。

Q16：資格取得費用は対象になりますか。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただし、取得予定の資格が対象経費として適切かどうかは、採択後に県と協議のうえ決定しますので、必ずしも申請通りに認められる訳ではありません。

Q17：モニターツアーを実施する場合、参加者の旅費は補助対象ですか。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただしモニター料金を設定する場合や無料で実証する場合、自走に向けた有効な効果測定ができるよう工夫してください。(公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照)

Q18：離島に打ち合わせに行く際の出張経費は旅費に計上できますか。

A：計上可能です。出張先での打ち合わせ記録等をご提出いただきます。

Q19：事業費の項目「4 需用費」の食料費とは具体的に何が該当しますか。

A：想定されるものとしては、コンテンツに食事が組み込まれたモニターツアーを実施する場合の招聘者（モニター）の食事代等です。同行する従業員の食事代や、弁当等は事業費に計上できません。（公募要領「6 補助率・補助対象経費等」参照）

Q20：海外で試食等をする場合の費用は認められますか。

A：コンテンツを造成する為に必要なものであれば認められます。

Q21：謝金の基準について、県の謝金規程はありますか。

A：県としての具体的な規程はありません。社内の規程または、規定がない場合は、一般的な金額（経産省の補助事業マニュアル等）に基づいて算出してください。

【実施する事業の内容等に関すること】

Q22：新規のイベントを企画しているのですが、補助対象となりますか。

A：公募要領「5 補助対象事業」に示す観光コンテンツ開発の一環として認められる場合、補助対象となります。

Q23：現在無料でやっているコンテンツに付加価値をつけて磨き上げる場合、新規性があると捉えられますか。

A：付加価値をつけて、現在と違う形のコンテンツとなっていれば、新しいコンテンツとして申請することは可能です。

Q24：旅行代理店とのマッチングは事務局のハンズオンに含まれますか。

A：9月開催のツーリズム EXPO ジャパンに当事業のブースを出展予定のほか、1月～2月頃に独自のオンライン商談会を設ける予定であり、旅行代理店等バイヤーとの商談機会を提供いたします。

以上